

平和保育園運営規程

(事業所の名称等)

第1条 社会福祉法人東和福祉会が設置する保育所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 平和保育園
- (2) 所在地 那覇市長田2丁目34-41

(施設の目的及び運営方針)

第2条 平和保育園(以下「当園」という)は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 当園は、保育の提供にあたっては、入園する乳児及び幼児(以下「園児」という)の最善の利益考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程をふまえ、保育園における環境をとおして養護及び教育を一体的に行うものとする。
- 4 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う努めるものとする。
- 5 当園は、那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月28日条例68号)その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(利用定員)

第3条 利用定員は、100名とし、年齢、クラス名、人数は次のとおりとする。

年齢	クラス名	人数
0歳児	さくらんぼ組	12人
1歳児	ちゅうりっぷ組	18人
2歳児	たんぽぽ組	18人
3歳児	すみれ組	18人
4歳児	ひまわり組	19人
5歳児	あじさい組	15人

(提供する保育等の内容)

第4条 当園は児童福祉法、子ども・子育て支援法、保育所保育指針及び保育課程に沿って乳幼児の発達に必要な保育を行う。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長(園長) 1人

園長は、保育・教育の質の向上及び職員の資質の向上に取り組むとともに、職業務の管理を一元的に行う。

(2) 主任保育士 1人

主任保育士は、施設長を補佐するとともに、保育計画の立案や保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の職員を統括する。

(3) 保育士15人以上

保育士は、保育課程及び指導計画の立案をし、その課程及び計画に基づきすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

(4) 看護師1人：0歳児及び未満児の健康管理に関する業務を行う。

(5) 調理員3人（常勤専従2人、非常勤1人）

調理員は献立に基づき給食及びおやつを調理するとともに調理環境の衛生面に努める。

(6) 事務職員1人：事務職員は、当園の事務を行う。

(7) 保育補助：保育補助者は、保育士を補佐し活動の準備や片付け保育室の整理等を行う。

(8) 用務員：用務員は、園の雑務を行う。

(9) 栄養士（嘱託）

栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立を作成する。

（保育を提供する日）

第6条 保育を提供する日は月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始(12月29日から1月3日)祝祭日及び慰霊の日(6月23日)を除く。

2 保育を提供する日であっても、災害等により保育の提供に支障がある場合は、この限りではない。

（保育を提供する時間）

第7条 保育を提供する時間は次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定にかかる保育時間

当園の開園時間（7時から18時まで）の範囲内で保護者が保育を必要とする時間とする
なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は18時から18時30分までの範囲内で園長保育を提供する。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間（8時間）

当園の開園時間の範囲内で保護者が必要とする時間とする。ただし、利用時間帯は8時から16時までと9時から17時までの時間とし、やむをえない事情により保育が必要な場合は当園の開園時間の範囲内で延長保育を行う。

（利用者負担その他の費用等）

第8条 当園の保育の提供における便宜に要する費用については保護者より実費の負担を受けるものとする。

(1) 主食費のみ：月額1,000円

(2) 給食費（主食費及び副食費）：月額6,500円

※主食費及び副食費は「3歳児からの徴収になる。

(3) 保護者会費（主に行事における児童へのおみやげ等の費用） 月額300円

(4) 延長保育料金（開園時間外）

① 日払い料金	18時～18時15分	100円
	18時～18時30分	200円
	18時30分を超過する場合	300円
② 月契約料金	18時30分まで	2,500円
	18時30分を超過する場合	3,500円

(利用の開始に関する事項)

第9条 当園は、市町村から保育の実施についての委託を受けたときはこれに応じるものとする

(利用の終了に関する事項)

第10条 当園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとして市町村から報告があったとき
- (3) その他、利用の継続に重大な支障または困難が生じたとき

(利用にあたっての留意事項)

第11条 当園の利用にあたっての留意事項は別に定める。

(緊急時における対応方法)

第12条 当園は保育を行う中で、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに保護者に連絡すると同時に嘱託医または園児の主治医に連絡するなど必要な措置を講じるものとする。

- 2 保育の行うことにより事故が生じた場合は、那覇市、園児の保護者に連絡するとともに必要な措置を講じるものとする。
- 3 当園は、事故の状況や事故に際して取った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し再発防止のための対策を講じるものとする。
- 4 園児の保育を行うことにより賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第13条 当園は、非常災害に備えて消防計画を作成し、防火管理者または、火気・消防等についての責任者を定め、毎月1回以上、避難及び消火にかかる訓練を実施するものとする。

(虐待の防止のための措置)

第14条 当園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、職員に対する研修を実施するとともに、虐待の懸念についての放置があった場合の調査体制や責任者の設置等必要な措置を講ずるものとする。

- 2 当園は、児童に対する虐待のあること、またはその懸念が看取された場合、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号第6条）他関係法令にもとづいて、関係機関と連携を図るものとする。

(記録の整備)

第15条 当園は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 保育の実施にあたっての計画
- (2) 提供した保育にかかる記録
- (3) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (4) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

※永年保存

(苦情対応)

第16条 当園は、保護者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等苦情受付の窓口を設置し、保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な改善を行う。

- 2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。
- 3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

第三者委員

氏名	職業・会社名	連絡先
山城 眞紀子	沖縄キリスト教学院大学	098-946-3729、
三木 元子	あじゃ保育園	098-886-7271

(保護者に対する支援)

第17条 当園は、障がいや発達上の支援を必要とする園児とその保護者に対して、十分な配慮のもと保育の支援を行う。園児や保護者に対しては成長に対する正しい認識ができるよう支援を行う。

- 2 当園は、保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、保護者の状況に配慮するとともに園児の快適で健康な生活が維持できるよう、保護者との信頼関係の構築及び維持に努める

(秘密の保持)

第18条 当園の職員は、業務上知り得た園児及び「保護者の秘密を保持する。

- 2 子育て支援事業を利用した子どもやその家族の秘密を保持する。
- 3 職員でなくなった阿智においても同様に秘密を保持する。

附 則

この規定は、平成28年4月1日より施行する

第1回改訂：平成29年4月1日

第2回改訂：令和元年10月5日

第3回改訂：令和3年4月1日

同意書

当保育園における保育の提供にあたり「平和保育園運営規程」に関する説明を行いました。

令和 年 月 日

社会福祉法人東和福祉会
平和保育園 園長 又吉千鶴子

私は、平和保育園に利用にあたっての「平和保育園運営規程」について説明を受け同意致します。

令和 年 月 日

保護者住所 _____

児童氏名 _____

保護者氏名 _____ 印

(続 柄)